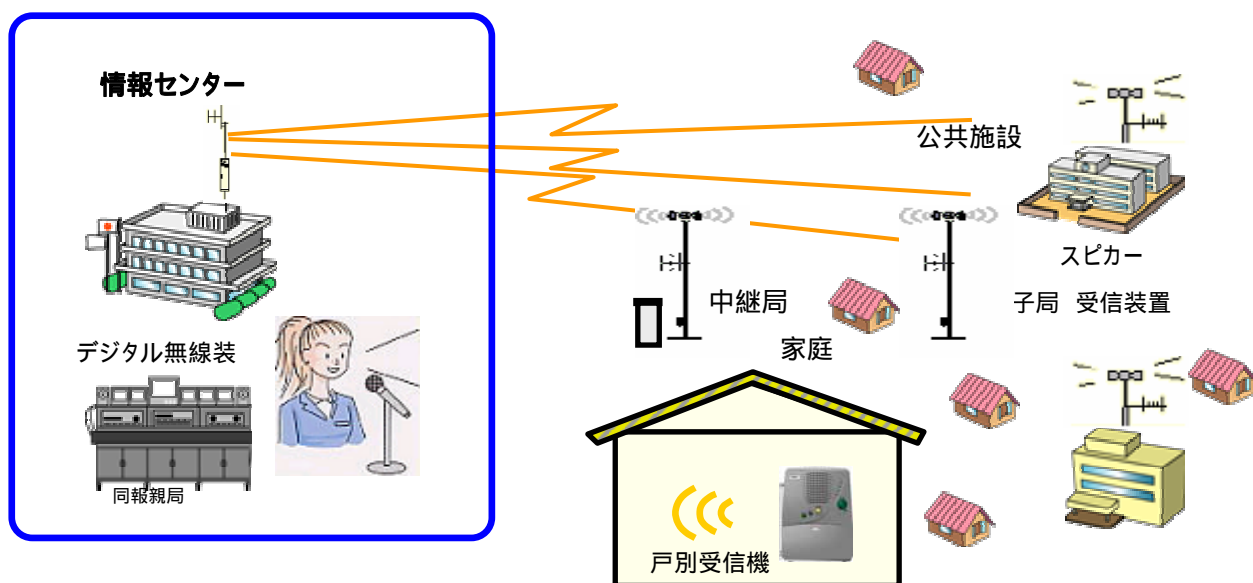


(6) デジタル防災無線システム

公共施設や防災拠点から、デジタル無線技術により屋外設置の拡声器や各家庭端末機に防災行政情報を伝えるシステム。

特徴

有線を活用したシステムに比べ、災害に強い通信インフラ整備が可能となり、全国瞬時警報システム（J-Alert）との連携も容易に行えます。地区毎に受信機やトランペットスピーカ装置等（到達距離 300m～400m）を設置したほかに、町民各戸に別途受信機の設置も行えます。



【総合評価】

近年増加傾向の災害・犯罪情報伝達手段を考えた場合、

- A) 町民ニーズ（H18年度町民アンケート結果）
- E) 全国的な動向とのマッチング

は、十分満たしているものの

- B) 導入コスト
- C) 町民への公平性
- D) 後年度運用コスト

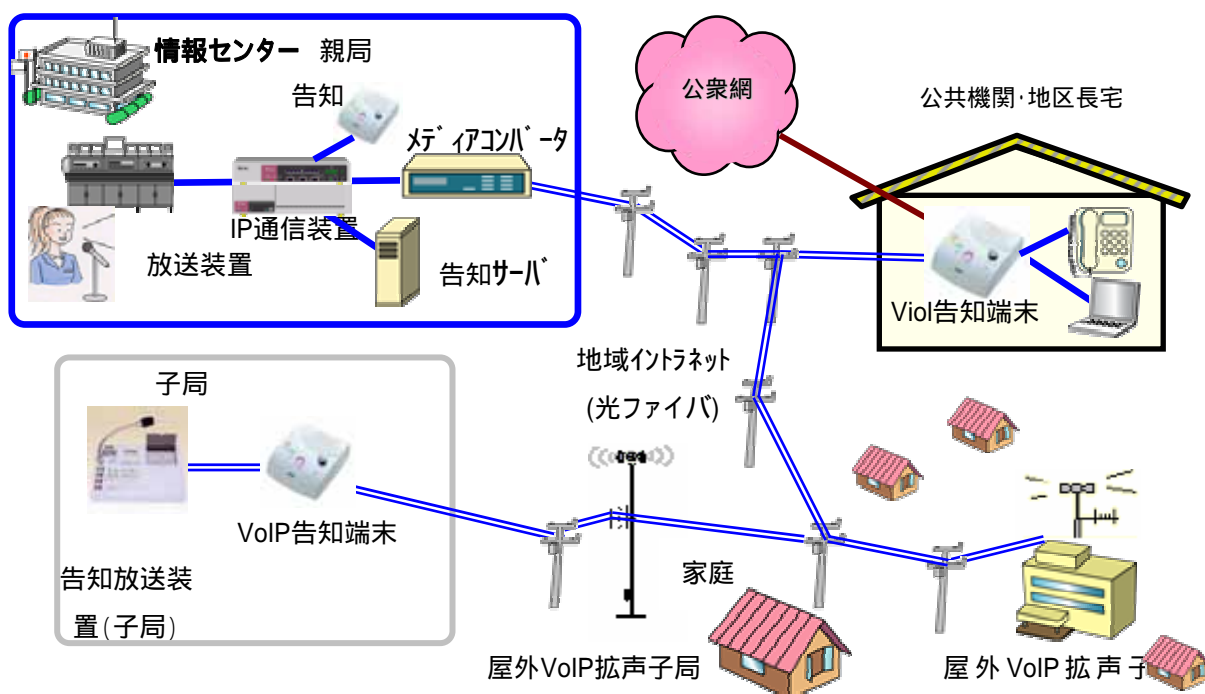
非常に高価であること、個別受信機の個人への強制力、負担金など課題も多く利用用途も限定的であり、町の地域情報化対策において継続審議する必要があります。

(7) IP防災・行政広報システム

「地域イントラネット基盤施設整備事業」の光ファイバ網の予備芯を利用し、公共施設を基地としたIP屋外拡声子局（屋外設置拡声器）から町民に防災行政情報等を伝達するシステム。

特徴

インターネットのIP技術を利用し、一斉、防災リーダー、消防団、地区別等のグループ選択による伝達が行えます。各公共施設にはトランペットスピーカ装置等（到達距離300m～400m）で広報等伝達を行い、必要に応じ区長や学校に対し、IP電話端末等から個別の地区広報も可能となります。



【総合評価】

近年の増加傾向の災害・犯罪情報伝達手段を考えた場合、

- A) 町民ニーズ（H18年度町民アンケート結果）
- E) 全国的な動向とのマッチング

は、十分満たしています。

- B) 導入コスト
- C) 町民への公平性
- D) 後年度運用コスト

既存インフラ設備の有効活用による導入コスト削減が図られ、後年度運用費用も他システムより優れています。

2. 住民ニーズと実現性・効果の整理

		住民ニーズ	導入コスト	住民への公平性	後年度運用コスト	全国的な動向とのマッチング
地域情報化対策	FWAシステム				×	
	xDSLシステム			×		×
	加入者系光ファイバ網整備		×		×	
	IRU方式による通信事業者誘致					
地域安心・安全	オプトークシステム		×		×	×
	デジタル防災無線		×			
	IP防災・行政広報システム					

1) 地域情報格差是正対策

真室川町では、県内でも最も早く（平成14年度より）住民アプリケーション整備を図り、住民ITリテラシー向上を図ってきました。その結果、インターネット利用・活用意識が高まり、公共施設における開放端末の利用率も年々向上しています。半面、町民各戸の通信環境を見るとADSL利用可能世帯が5割（低速ADSLを含む）以下であり、県内でも最も条件不利な地区としても認識され、町民によるブロードバンドサービス提供の要望活動が増加しています。

このような状況もあり、FWA、xDSL、光ファイバ等様々な角度で検討した結果、光ファイバ等による伝送施設のみ自治体が整備し、その施設を貸与し、民間電気通信事業者にサービス実施させる自治体、民間共同でのブロードバンド提供が、最適であるとの結論に至りました。

2) 地域安全・安心

「地域安全・安心」対策は、住民ニーズも高く、国の方向性とも大いにマッチングしている分野であるとの結論がでました。

その中でも既存施設の有効活用が図られる「IP防災・行政告知システム」がコスト面からも有効であるとの結論を導きました。

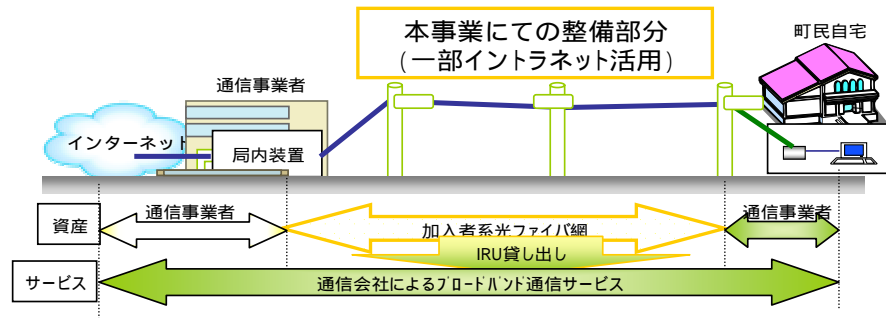
○概算構築額

IRU方式による通信事業者誘致	339 百万円
IP防災・行政広報システム	29 百万円
総事業費	368 百万円

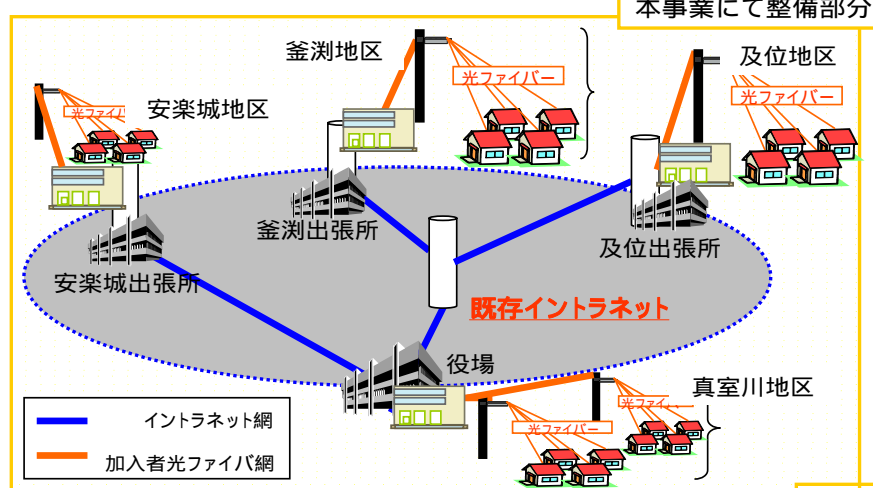
地域情報通信基盤整備 (住民ブロードバンド整備と防災告知・安否確認システム整備)

全町民へ高速ブロードバンド整備 (イメージ)

イントラネット光ファイバーを有効活用し全町民へ高速ブロードバンド環境整備



地域イントラ光ファイバー網を最大限活用 (下記イメージ)

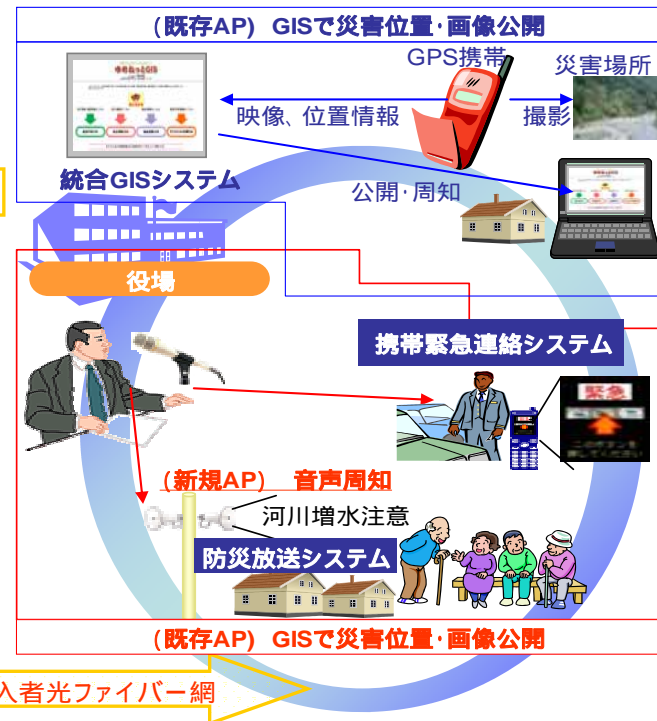


防災告知・安否確認システム整備

全町民への安心・安全を提供

既存AP利活用・・・統合GISシステム
新規AP構築

- A. 携帯緊急連絡システム
職員の臨時招集と召集状況を確認
- B. 防災放送システム
光ファイバ伝送路とVoIP技術により一斉放送実施



3. その他の町民ニーズへの対応

(平成18年度10月実施町民アンケートより)

(地上デジタル放送への対応)

2011年地上デジタル放送への全面切替えの対応に対し、多くに町民が不安を抱えています。町全体でアナログ共聴施設団体が16団体(地上アナログ放送も2局しか見られない地区も存在)あり、自治体の取組みに対する町民の注文度が高まっています。

本町では、地域情報化対策の延長として全町に構築予定の光ファイバ網を現共聴施設に開放するなど、地上波デジタル放送の共聴組合への再送信を行う支援を2010年までに実施検討していきます。

(住民負担の軽減)

町内全体で高速ブロードバンド利用ニーズが高まっていますが、住民費用負担に対する懸念も判明しました。住民の回線終端装置は、買取方式ではなくレンタル方式にするなどスムーズに導入できる方法を検討し、情報提供型アプリケーション(IP防災・行政情報告知システム)を補完する伝達手段として、全住民の7割以上が保有(アンケート結果)している携帯電話への情報発信などにより、新たな投資をさせない方式を検討していきます。

(携帯不感地区への対応)

真室川町は面積が広く、未だ携帯電話不感地区を抱えています。携帯電話が緊急・災害時の情報伝達手段として欠かせないものとなっていることから、地上デジタル放送対策と同様に光ファイバ開放など通信事業者への参入障壁を軽減するような対策を総合的に検討していきます。

3 平成19年度情報化アクションプログラム

平成18年度に検討の町内全戸を結ぶ情報インフラ整備を構築していきます。またインフラを整備するに当たり有効活用についても平成19年度内に検討し、町民が情報社会の恩恵を受けることができる環境の方向性の決定を行います。

(1) 町内全戸への通信インフラ整備

町内全戸への通信インフラ整備にはIRU方式による通信事業者誘致を基本に構築を行います。整備するに当たって下記3点も十分考慮した柔軟・拡張性あるインフラ整備とします。

- A. 地上デジタル放送難視聴地区対策
- B. 既存光ファイバインフラ（地域公共ネットワーク）の有効活用
- C. 携帯不感地域への対応

Aについて

現在全町に16の共聴組合が存在しており2011年アナログ停波による影響は小さくないものと考えています。町民アンケートでも心配事項として取り上げられており、インフラ整備では地上デジタル難視聴対策も十分考慮した設計を検討していく必要があります。

Bについて

本町は光ファイバによる地域公共ネットワークを保有しています。町民向けの光ファイバ整備をするに当たり既存資産を最大限に利用する設計も検討していく必要があります。

Cについて

本町は面積が広く、未だ携帯電話不感地区を抱えています。携帯電話がライフラインとしての欠かせないものとなっていることから、地上デジタル対策と同様に光ファイバ開放など通信事業者への参入障壁を軽減するような対策を総合的に検討していきます。

(2) 町内情報化の方向性検討

地域情報化の推進に当たりインフラ上を流通する情報（アプリケーション、コンテンツ）の充実も重要となります。真室川町においては地域安全安心と地域活性化（地域ブランド、産業振興等）についても、情報化の方向性として検討していきます。

- A. 地域安全安心 防災情報提供、安否確認のシステム検討
- B. 地域活性化 町民情報発信型ポータルサイトの形成

A について

平成18年度に計画したIP防災・行政広報システムについて町民ニーズにあったシステム作りと運用方法を検討し、導入に当たる課題の整理を行います。また、高齢者等へは情報提供と同時に安否確認ができるなど安心な生活を享受できる情報化を目指します。

B について

元気な地域づくりや地域ブランド、イノベーションなど地域・中小企業の活性化、地域に根ざした産業育成が重要となっています。真室川町も町民・企業が平等に情報発信できる機会（町民情報発信型ポータルサイト等）を検討していきます。

4 平成20年度情報化アクションプログラム

平成20年度は地上アナログ波が停波するという大きな過渡期であり情報化最大の山場であると想定されます。また、町民向け情報インフラが整備されれば、地域ITリテラシーも一定レベルまで引き上げられることから、平成18年度に立案した本計画について進捗の点検を行いながら、有効的な活用方法の浸透拡大を図っていきます。

その際には、平成20年度時点の国・県のアクションプログラムとも十分整合性を図り有益な情報環境整備を行っていきます。

第6章 情報化への取組み

1 地域情報化の課題解決手法の検討

(1) 地域情報化課題解決をめぐる情勢

総務省東北通信局から「地域情報化の展開」が平成15年、17年、18年と公表されており、平成18年3月に公表された「地域情報化の展開」サブタイトルは地理的デジタル・ディバイド解消となっています。その中には、「地域情報化の基盤となる地域公共ネットワーク等情報基盤の整備は、地域の社会的基盤として、地域住民の生活の質を左右するものですが、依然として地域的な要因、市場原理等による格差（ディバイド）が存在しています。これらディバイドの解消は、地域社会に対する行政の責務であるといえます。」との記述があり、地域住民の経済・機会損失、地域住民のニーズ面で解決する大きな問題として位置づけられております。

また、ブロードバンドインフラ整備目標の設定について「高速インターネットアクセスについての当面のニーズに応えることを目標にする場合と、それに加えて、市町村としての具体的なアプリケーションの提供を目的とする場合が考えられます。後者の場合は、さらにどんなアプリケーションを導入するかを決定する必要があります。」との記述があり、提供アプリケーションも同じように重要だと言われております。

真室川町情報化計画を作成するに当たっては、他自治体の先進的な事例（ブロードバンド整備、アプリケーション整備の手法・情報等）を調べることも重要となってきます。

2 整備財源の検討

(1) 整備財源の確保

整備初年度の事業規模は多額のものとなり、財政的な観点からは一般財源のみでの対応は困難と考えられるため、何らかの支援策を利用することが前提となります。

ア．国庫交付金・補助事業

地域情報通信基盤整備推進交付金（総務省）

加入者系光ファイバ網などの、町民の個々の世帯までの情報通信基盤を整備することができます。交付金事業ですので、需要調査等に基づく一定の事業計画が必要であり、運営後一定期間を経ての事業効果の測定も求められます。

（目的）

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差を是正することにより、地域住民の生活向上及び地域経済の活性化を図る。

（交付対象事業主体及び交付率）

条件不利地域（過疎、辺地、離島、半島、山村、豪雪）に該当する市町村（交付率：1/3）

を含む合併市町村または連携主体（交付率:1/3）

第三セクター法人（交付率：1/4）

元気な地域づくり交付金（農林水産省）

当町の一部は農業振興地域であり、地元農林業の振興との観点での情報基盤整備を行うという内容の「元気な地域づくり計画」を策定し、事業実施となります。

（目的）

農林水産業の振興を柱に地域経済の活性化等を進めて、地域自ら考え行動する取組みを支援する。

（交付率）定額（1/3 以内）

（事業実施主体）

都道府県、市町村、一部事務組合または農業協同組合

（要件）

施策の実施区域が農業振興地域の区域及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域であること。

施策を行おうとする区域内において、他の事業主体による高速インターネットのサービスが行われていない区域を有すること。

総事業費 50 百万円以上（都道府県の場合は 100 百万円以上）

（交付対象）

農業を中心とした地域情報の集積・共有・利活用による農業の高度化及び農村の

活性化を推進する以下の整備。

地方公共団体、公共施設（土地改良施設、集落排水施設等農業関係公共施設を除く。）農家等の情報通信ネットワークを構築し、農業情報を含む行政情報等の提供を行うとともに、高速、大容量及び双方向の通信等を可能とするケーブルテレビ施設の整備。

土地改良施設、集落排水施設等農業関係公共施設及び農業協同利用施設を情報通信ネットワークに接続し、施設管理情報、防災情報等を受発信できる高度情報通信基盤の整備。

イ．地方債事業

地方公共団体が起債可能な地方債は各種あるが、町は過疎地域指定を受けているため過疎対策事業債が利用可能であり、この場合は充当率 100%元利償還金に対する地方交付税措置 70%と、他の地方債に比べ有利なことから、財政面からは同債を利用することが望ましいと考えています。

なお、町過疎地域自立促進計画にも「電気通信施設・地域情報化」が謳われ、整備計画として「光伝送路整備」「防災放送システム整備」が盛り込まれています。

また、地方債を利用する場合は、整備事業全体を起債事業とすることも可能ですが、アの補助事業を町自身が事業主体となって実施する場合は、その事業予算のうち補助対象以外の事業主体側の負担部分について起債する（補助裏起債）ことも可能です。

過疎地域自立促進重点事業（過疎対策事業債特別枠）

（対象団体）

過疎関係市町村（複数の市町村が共同で取り組む場合を含む）

（対象事業）

過疎地域自立促進計画に位置づけられた重点的に投資が必要な過疎対策事業

産業、教育、医療・福祉等の様々な側面で過疎地域に変革をもたらすものとして都道府県が特に推薦する ICT 基盤の整備事業（地域公共ネットワーク、加入者系光ファイバ網、CATV等）を優先採択。

（充当する期間）

原則として2ヵ年以内

（上限額）

一事業あたりの充当額は8億円（ICT関連事業については16億円）を上限とし、下限は設けない。

（据置期間）

平成21年度まで

3 先進的取組みの事例

ア．情報基盤整備（１）・・・山形県酒田市（旧八幡町）

民間事業者が不採算性等の問題により高速インターネットサービスを提供しない過疎地域等において、モデル事業として、地方公共団体等の公共ネットワークを活用しつつ加入者系光ファイバ網設備を整備し、ブロードバンドサービスを提供するものです。

酒田市が非営利の電気通信事業者となり、民間の電気通信事業者に卸波長単位の電子通信役務を提供することにより、加入者にブロードバンドサービスを提供します。

市では光ファイバ網の幹線部分の伝送路と通信・伝送機器を整備し、電柱から分岐し各家庭まで引き込まれます。引込線工事については、加入者の負担になり、ONU（光終端装置）が加入者宅に設置され、LANケーブルでPCに接続されます。

光ファイバ網の総延長は約90kmで、加入者系光ファイバ網の整備と合わせて公共施設間を光ファイバで接続する「地域公共ネットワーク」の整備を行っています。公共施設は八幡総合支所、管内小中学校、地区公民館など13箇所を接続しています。

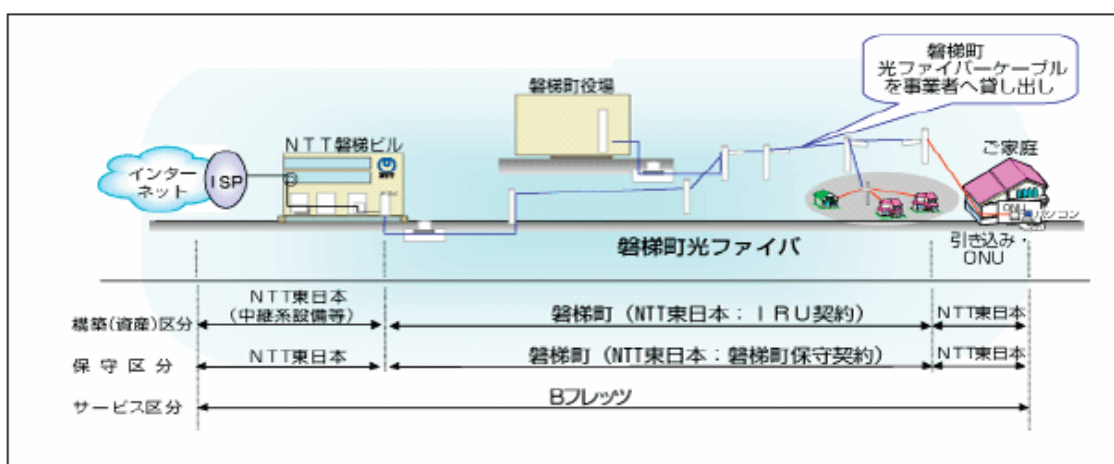
酒田市八幡地域の情報化の流れ

平成14年12月	情報格差是正事業を活用し、KDDI（au）により町内の携帯電話不感地帯を解消 庁内LANを整備、グループウェアとファイルサーバにより情報共有化
平成15年2月	NTT東日本がADSL8Mbpsのサービス提供開始 （ただし、サービスエリアは平野部のみのため、約2,000世帯のうち、山間部のおよそ700世帯は整備予定なし）
平成15年12月	八幡町行政情報セキュリティポリシー策定、総合行政ネットワーク接続
平成16年1月	情報化基本計画のための情報化に関する意識調査を実施
平成16年3月	町内全世帯を対象としたインターネット環境等の調査を実施 八幡町地域情報化基本計画策定
平成17年4月	加入者系光ファイバ網「e-なかネット」サービス開始
平成17年11月	新「酒田市」誕生 県と酒田市の光ファイバによるイントラ網を使った地上デジタル放送伝送実証実験を開催（山形県情報企画課が実施主体）
平成17年12月	イントラネット網の余剰芯線を通信事業者（NTTドコモ東北）に貸出しKDDI（au）に続き、NTTドコモのFOMAが八幡地域全エリア化

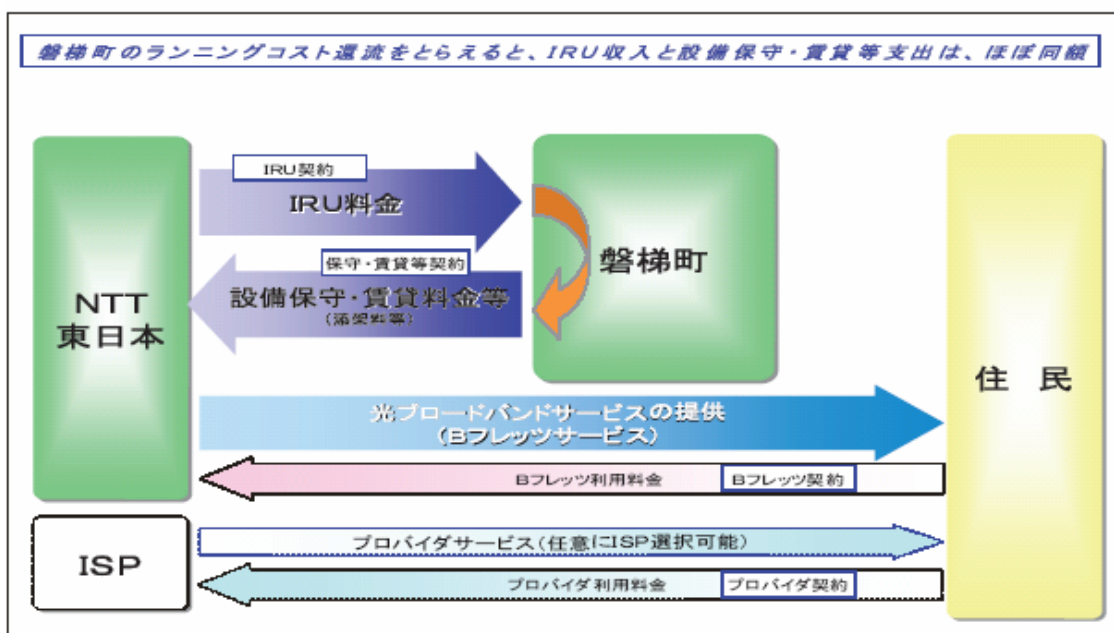
イ．情報基盤整備（２）・・・福島県磐梯町

本事業は、地域情報化の基盤整備を図るために、磐梯町公共通信ネットワークとして整備した地域イントラネットを利活用しつつ、かつ町全域を東西全町 28km に渡り光ファイバを敷設し、超高速ネットワークの基盤を構築し、行政情報の発信と地域住民・企業等の通信設備を高めるものであります。

整備した設備は、IRU契約により、町からNTT東日本へ貸し出し、磐梯町の住民や企業はプロバイダ契約をすることにより超高速のインターネットサービスの提供を受けることができるようになりました。



◆FTTH方式：IRU Bフレッツの構築図



◆Bフレッツサービススキームと契約形態

ウ．災害時情報システム・・・福島県猪苗代町と河東町

福島県猪苗代町と河東町は、平成 13 年度に情報センター開設し、両町の支所、公民館、学校等を光ファイバにより接続し、行政情報の提供のみならず、住民の福祉情報や学校教育情報と連携させ、広域的に運用活用することにより地域の情報格差を解消し、利便性のある住民サービスの向上を図ることを目的に広域ネットワークを整備している。

主なアプリケーションとしては

(1) 広域的公共施設予約管理システム

各公共施設や学校及び自宅からインターネットを介して、両町が保有する公共施設の空き状況を確認・予約することが可能となっている。

(2) 広域的保健福祉支援システム

介護保険、健康管理、育児に関する相談、介護保険制度概要の Q&A 等を最寄りの公共機関等から実施することが可能となり、住民の利便性を向上させることができる。

(3) 教育支援システム

広域内の小学校・中学校間を双方向の動画像で接続することにより、交流授業等による生徒同士のコミュニケーション促進と住民の生涯教育を実践するため、各公民館を中心に各種講座、サークル、親子での共通な学習会の開催情報などを提供している。

(4) 地域・防災情報システム

定点観測カメラを設置することにより、磐梯山の火山状況が把握でき、迅速な対応が可能となる。また、非難情報をインターネットを通じて公開することにより、遠隔地にいる被災者の親族が安否の確認をすることが可能。さらに、災害時の避難経路の情報をホームページを利用して公開することにより、防災に対する住民の意識を高め、災害に強い地域づくりを目指している。

(5) 観光情報提供システム

観光情報、各種イベント情報などを、画像を用いて提供することにより、日本有数の観光地を広く紹介し、利用者の意見を電子メールで受付け観光の活性化に活用している。

また、観光情報を両町で相互に把握することにより、一体的に観光情報の受発信を可能としている。

エ．医療福祉総合支援システム・・・福島県葛尾村

葛尾村は農山村特有の課題を抱えており、過疎・少子・高齢化が進行している。村内には医師が常駐しておらず、週２回医療所が開設されているが、近隣町村に連絡する公共交通も１日２往復と限られており、高齢者が村外の医療機関に通院するために、丸１日を費やすことも少なくない。

このような状況を踏まえ、町民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の形成を目指して、村内の全世帯にテレビ電話端末を配備し、保健・福祉・医療分野等に活用している。

１．テレビ電話診察＋薬の配達

慢性疾患等のため村外の医療機関に通院している方が、テレビ電話により担当の医師の診察を受け、薬を自宅に配達してもらうシステム。村外９ヶ所の医療機関にテレビ電話と医療測定データ読み取り用PCを設置し、サービス提供しているが、医師からは、「テレビ電話で直接本人に話しかけることから、ある程度病状の変化を察知し的確な対応ができる。」住民からは「利便性の向上が図られたほか、通院回数が減り、経済的・物理的・精神的負担が軽減された。」との評価を得ている。

２．在宅健康管理

タッチパネル式バイタルセンサーを６５歳以上在住の３３０世帯に設置し、住民宅から自動転送される生体データを役場にあるデータベースサーバに蓄積、保健師が毎朝確認する。測定データが正常値を超えた場合や問診事項に問題が見られた場合は、テレビ電話により健康相談や栄養指導などを行ったり、必要に応じ利用者宅を訪問し、疾病予防・早期発見に努める。

さらに村の福祉センターにも医療測定データ読み取りPCを設置し、一人暮らしの高齢者や在宅介護支援を受けている高齢者等にきめ細かい介護サービスを提供しているほか、緊急時の対応として、予め定めておいた緊急時通報先に自動的に連絡された仕組みが構築されている。

なお、バイタルセンサーは、「よく眠れましたか」、「食欲はありますか」、「動悸息切れはないですか」等の問いかけに対してYES/NOの回答をタッチパネルにより回答する易しいインターフェイスとなっており、その後、血圧と心拍数・心電図を測定する機能を有している。保健師からは、「日々の測定データを参照できる上、規制的に診療を行えることで治療中断による不測の事故を予防できる。」住民からは疾病を早期に発見し、早期治療が行えることで健康が保持さ

れる。」と評価を得ている。

3. テレビ電話健康相談

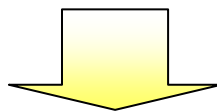
保健師が町民とテレビ電話により「言葉では表現できない症状」などを映像を交えて健康相談を行う。また、ホームヘルパーがテレビ電話により、音声電話では確認不可能な服薬管理や安否の確認を行う。また、聴覚障害者が、テレビ電話により保健師と手話で会話する。保健師からは「データから訪問対象者を絞り込めるほか、訪問時間も短縮できることから、人員不足を補える。」住民からは、「相手の表情や様子がわかることで対面に近い情報交換で安心感が得られる」との評価を得ている。

参考 IRU

IRU:地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の (第一種電気通信事業者への)開放スキームの整理

[地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網]

地方公共団体が公共目的で整備する光ファイバ網は、本来的には当該公共目的に真に必要な芯線数・帯域に応じて整備されるものであり、未利用の光ファイバ芯線は存在しないはずですが。



しかしながら、例えば、実際に必要な芯線数を備えた光ファイバケーブルの既製品が存在しない場合等に、未利用の状態が生じるものであり、このような場合には、当該未利用の光ファイバ芯線を、第一種電気通信事業者等への開放等、本来の公共目的以外の目的に活用可能となっているものです。

[IRUによる開放スキーム]

破棄し得ない使用权（IRU:indefeasible right of user）とは、契約（協定）によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期的・安定的な「線路設備」の使用权です。

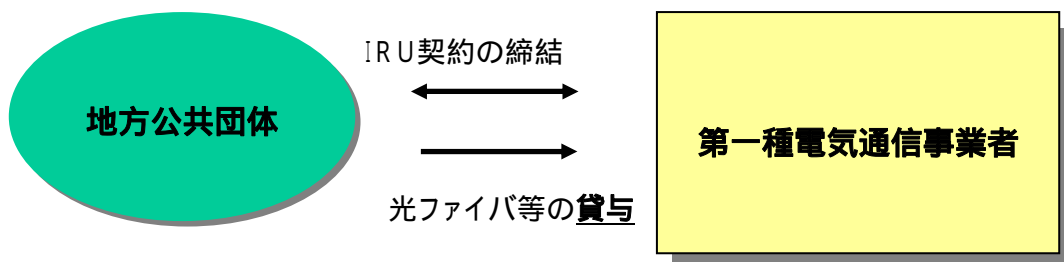
要件

使用权を取得する第一種電気通信事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。

使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること。

電気通信回線設備所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。

使用契約期間が長期間(原則10年以上)であること。

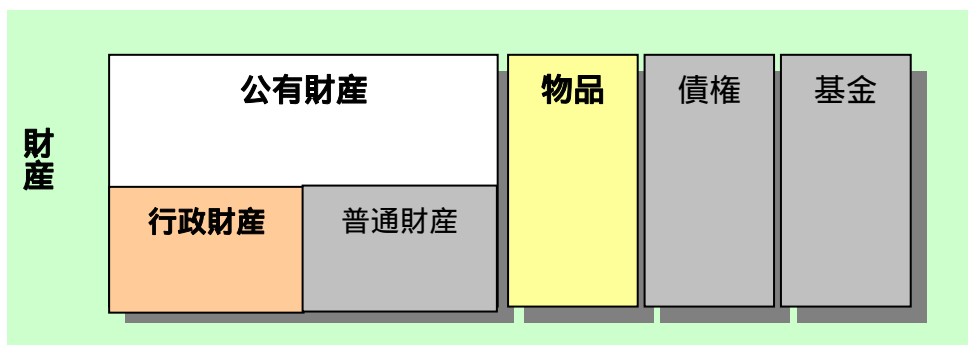


IRU：地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の (第一種電気通信事業者への)開放スキームの整理

[地方自治法上の財産管理関係に関する整理]

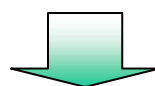
<地方公共団体の財産の区分>

地方自治法第237条 原則として、条例又は議会の決議による場合でなければ、交換・出資の目的・支払の手段として使用すること、適正な対価なく譲渡・貸付を行うことはできない(第2項)



<物品と分類する理由>

行政財産には私権を設定できないとされる(地方自治法第238条4台1項)。これに違反する行為は無効(同条第3項)。
したがって行政財産として管理されている光ファイバ等をIRUスキームにより貸し付けることはできない。



物品と整理されている光ファイバ等

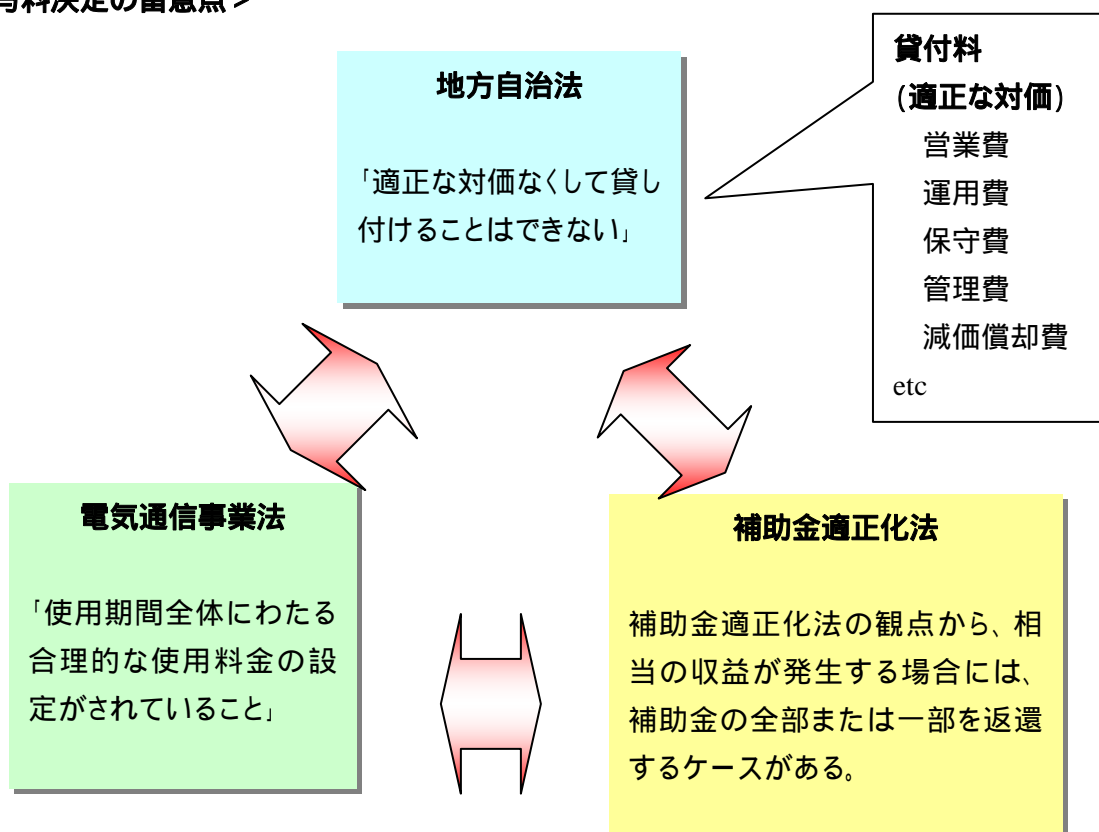
地方自治法上、物品の貸付については、貸付料の規定(適正な対価：市場価格＝時価)以外に特段の規定はない。

貸付方法、貸付期間などは契約により定めることとなる。

なお、地方公共団体が定めている従来の条例や規則が想定している物品の貸付スキームとIRUスキーム等の間に乖離が生じていることが懸念される。例えばIRUスキームの採用を考えている場合で、従来の条例、規則の規定が物品を長期にわたり特定の他者に使用させることを想定していなかったとき(物品の貸付期間を1月と制限する規定がある場合等)などは、関連規定を整備する等の対応が必要となる。

IRU:地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の
(第一種電気通信事業者への)開放スキーム

<貸与料決定の留意点>



[開放可能な未利用の光ファイバ芯線情報の公開]

第一種電気通信事業者から地方公共団体に対して、光ファイバ網の開放を申し込むに先立ち、地方公共団体がどういった区間にどれだけの開放可能な未利用の光ファイバ芯線を所有しているか、貸付料はいくらか等の情報を、第一種電気通信事業者に公開するための手続が必要となる。

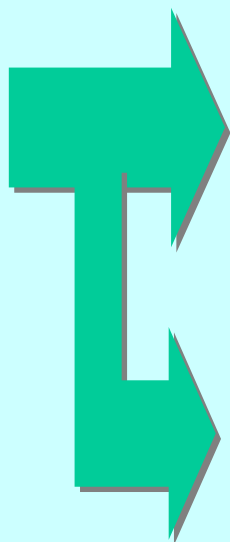
[IRU契約の締結手続]

光ファイバ網が補助事業で整備された場合

未利用の光ファイバ芯線が存在している場合であっても、これを第一種電気通信事業者に貸し付けることが可能かどうか、また可能である場合、どのような手続が必要か等については補助金交付元の定めるところによる。(例えば目的外使用の承認を受ける、目的外使用の届出を行う等が必要となる場合)

適正な対価を得ない場合

地方自治法第237条第2項の規定により、条例又は議会の議決による場合でなければ適正な対価なくして貸し付けることはできないとされているので、適正な対価を下回る対価しか取らず、あるいは対価を取らずに貸し付ける場合には、次のような手続が必要となる。

**条例により定める場合**

「公益上の必要に基づく」かどうかを検討が必要となる。

議会の議決を得る場合

契約の締結に当たって議会の議決を得る必要がある。

(この場合は、地方公共団体と第一種電気通信事業者との間で貸付条件を協議して合意すれば仮契約を締結し、その後、当該貸付条件により、当該第一種電気通信事業者と契約を締結することについて、議会に諮り、議会の議決を得られた場合に、本契約を締結するという手続となる。)

真室川町地域情報化計画

平成 19 年 1 月

発行 / 真室川町

〒999 - 5312 山形県最上郡真室川町大字新町 1 2 7 - 5

TEL : 0233 - 62 - 2111

FAX : 0233 - 62 - 2731

E - MAIL : kikakujo@town.mamurogawa.yamagata.jp

編集 / 真室川町企画情報課